



発行 東京都

目次

42

告示

○東京都宝くじの発売（六件）

（財務局主計部公債課）

雑報

○全国自治宝くじの発売（二十六件）

（全国自治宝くじ事務協議会）

告示

●東京都告示第六百七十二号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和六年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

第二千五百九十六回東京都宝くじ

一 名称 株式会社みずほ銀行
二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百万枚 二億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式

被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間

令和六年七月十七日から同年八月十三日まで

七 当せん金支払開始期日 令和六年七月十七日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 十本

二等 五万円 百本

三等 一万円 四千本

四等 二千元 一万本

五等 二百円 十万本

計 十一万四千百十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第六百七十三号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和六年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 名称 株式会社みずほ銀行
二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式

開封式

六 発売期間

令和六年八月七日から同月二十七日まで

七 抽せん期日 令和六年八月三十日

八 当せん金支払開始期日 令和六年九月四日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 千万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十九本

二等 一万円 二百本

三等 三千元 四千本

四等 千円 四万本

五等 百円 二十万本

計 二十四万四千二百二十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第六百七十四号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和六年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 名称 株式会社みずほ銀行

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地	千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百万枚 二億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六 発売期間	令和六年八月十四日から同月二十七日まで
七 当せん金支払開始 期日	令和六年八月十四日
八 当せん金の額及び当せんの数	等級 当せん金 当せん本数
一等	百万円 十本
二等	五十万円 百本
三等	一万円 四千本
四等	二千元 一万本
五等	二百円 十万本
計	十二万四千百十本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第六百七十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日
東京都知事 小 池 百合子

一 名称	第二千五百九十九回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称 及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百五十万枚 五億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	令和六年九月四日から同月十六日まで
七 抽せん期日	令和六年九月二十日
八 当せん金支払開始 期日	令和六年九月二十五日
九 当せん金の額及び当せんの数	等級 当せん金 当せん本数
一等	三千万円 一本
一等の前後賞	千万円 二本
一等の組違い賞	十万円 二十四本
二等	三十万円 五十本
三等	一万円 五千本
四等	千円 二万五千本
五等	二百円 二十五万本
十五夜賞	三万円 七百五十本
計	二十八万八百二十七本
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第六百七十六号 当せん金付証券を次のとおり発売する。 令和六年五月三十一日 東京都知事 小 池 百合子	
一 名称	第二千六百回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称 及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	五十万枚 一億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六 発売期間	令和六年九月十一日から同年十月一日まで
七 当せん金支払開始 期日	令和六年九月十一日
八 当せん金の額及び当せんの数	等級 当せん金 当せん本数
一等	百万円 五本
二等	五十万円 五十本
三等	一万円 二千本
四等	二千元 五千本
五等	二百円 五万本
計	五万七千五十五本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第六百七十七号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和六年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百一回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証票金額 一枚百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和六年九月二十五日から同年十月十五日まで

七 抽せん期日 令和六年十月十八日

八 当せん金支払開始 令和六年十月二十三日
期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 千五百万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十九本

二等 三十万円 二十本

三等 一万円 六百本

四等 五千円 二千本

五等 千円 二万本

六等 百円 二十万本

計 二十二万二千六百四十二本
十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百三十六号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千十二回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封印(被封印された特定部分を削り取ることにより、一等から九等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年七月三日から同月十六日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年七月三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金の数
等	等級	当せん本数
一等		三十六本
二等		八十本
三等		百六十本
四等		六千本
五等		一万二千本
六等		二万本
七等		十二万本
八等		二十万本
九等		四十万本
計		七十五万八千二百七十六本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百三十七号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 九億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封印(被封印された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年七月十七日から同月三十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年七月十七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金の数
等	等級	当せん本数
一等		九本
二等		九十本
三等		千三百五十本
四等		四万五千本
五等		百三十五万本
計		百三十九万六千四百四十九本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百三十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千十六回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百万枚 十億円
四	証券型式	一枚二百円
五	証券金額	被封印式（被封印された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和六年七月三十一日から同年八月二十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年七月三十一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
九	等級	当せん金
一	等	二百万円 五本
二	等	十万円 百本
三	等	一万円 千五百本
四	等	二千元 七万本
五	等	二百円 百五十万本
計		百五十七万一千六百五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百三十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三十万枚 六十億円 (二十億円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユニット）。)
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和六年八月九日から同年九月三日まで
七	抽せん期日	令和六年九月六日
八	当せん金支払開始期日	令和六年九月十一日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
一	等	一億五千万円 一本
二	等の前後賞	二千五百万円 二本
三	等の組違い賞	十万円 九十九本
四	等	五十万円 二百本
五	等	一万円 千本
六	等	二千元 十万本
七	等	二百円 百万本
八	特別賞	三万円 三千本
計		百一十一万四千三百二本

十 備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

当せん本数は、発売額二十億円に対するものである。

十一 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百四十号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和六年五月三十一日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千十八回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 三百万枚 九億円

四 証券金額 一枚三百円

五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和六年八月九日から同年八月九日まで

七 当せん金支払開始期日 令和六年八月九日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	千万円	六本
二等	百万円	三十本
三等	十万円	九十本
四等	一万円	四千五百本
五等	千円	九万本
六等	三百円	六十万本
計		六十九万四千六百二十六本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百四十一号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和六年五月三十一日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千十九回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 五百万枚 五億円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から三等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和六年八月二十一日から同年九月十日日まで

七 当せん金支払開始期日 令和六年八月二十一日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	十万円	百本
二等	千円	三万本
三等	百円	二百万本
計		二百三万百本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百四十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千二十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三百五十万枚 七億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和六年八月二十一日から同年九月三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年八月二十一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 七本
一等		五百万円 七十本
二等		五十万円 七百本
三等		一万円 千四百本
四等		二千元 三万五千本
五等		二百円 百五万本
計		百八万六千四百七十七本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百四十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千二十一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 九億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和六年八月二十八日から同年九月十六日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年八月二十八日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 二十七本
一等		二百万円 二百七十本
二等		五十万円 二百七十本
三等		一万円 一万八千本
四等		二千元 四万五千本
五等		二百円 四十五万本
計		五十一万三千二百九十七本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百四十四号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千二十二回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三百五十万枚 十億五千万円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年八月二十八日から同年九月十六日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年八月二十八日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一等 三千万円 当せん本数 七本 二等 百万円 当せん本数 二十八本 三等 十万円 当せん本数 二百五十本 四等 一万円 当せん本数 千五百本 五等 千円 当せん本数 一万四千本 六等 三百円 当せん本数 七十万本
計		七十一万五千九百九十本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百四十五号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千二十三回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百五十万枚 十一億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年九月四日から同月二十四日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年九月四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一等 五百万円 当せん本数 十一本 二等 五万円 当せん本数 百十本 三等 一万円 当せん本数 二千二百本 四等 二千元 当せん本数 五万五千本 五等 二百円 当せん本数 百六十五万本
計		百七十七万七千三百二十一本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百四十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千二十六回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和六年九月二十五日から同年十月八日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年九月二十五日
八	当せん金の額及び当せん金の数	当せん金 当せん本数
一等		三百万円 八本
二等		五万円 七百二十本
三等		一万円 四千本
四等		二千元 二万本
五等		二百円 百二十万本
計		百二十二万四千七百二十八本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 - (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百四十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第百回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二百万枚 六億円
四	証券金額	（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の場合がある。）
五	証券型式	一枚三百円
六	発売期間	被封式
七	当せん金支払開始期日	令和六年七月一日から同月三十一日まで
八	当せん金の額及び当せん金の数	当せん金 当せん本数
一等		千万円 四本
二等		百万円 二十本
三等		一万円 二百本
四等		三千円 千本
五等		二千円 二千本
六等		千円 三千本
七等		七百元 四万本
八等		五百円 十万本
九等		三百円 四十万本
計		五十四万六千二百二十四本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 - (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百四十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百万枚 六億円

三 発売の数及び総額
二百万円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚三百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年七月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年七月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金 当せん本数

一等	三千万円	二本
二等	一千万円	二十本
三等	一千万円	二百二十本
四等	三千万円	八百本
五等	二千万円	千二百本
六等	一千万円	二千本
七等	七百万円	三万本
八等	五百万円	八万本
九等	三百万円	四十万本

計 五十一万四千二百四十二本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百四十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百二回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百万枚 四億円

三 発売の数及び総額
一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚二百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年七月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年七月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金 当せん本数

一等	百万円	二十本
二等	五百万円	百六十本
三等	一千万円	千六百本
四等	二千万円	八千本
五等	五百万円	八万本
六等	二百万円	四十万本

計 四十八万九千七百八十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百五十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百三回インターネット専用全国自治宝くじ（クイツクワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百万枚 四億円

三
（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。）

四 証券金額
一枚二百円
被封式

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年七月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年七月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金の数
当せん本数

等 級
当せん金
五百万円 八本
一等 八十万円 八十本
二等 五十万円 八千本
三等 二十万円 四万本
四等 十万円 八千本
五等 五万円 八万本
六等 二万円 四十万本

計 四十八万四千八百八十八本

九 注意事項
（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百五十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百四回インターネット専用全国自治宝くじ（クイツクワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
三百万枚 三億円

三
（五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。）

四 証券金額
一枚百円
被封式

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年七月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年七月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金の数
当せん本数

等 級
当せん金
十万円 百五十本
一等 五万円 六万本
二等 二万円 九十万本
三等 一万円 九十万本

計 九十六万五千本

九 注意事項
（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百五十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

一 名称
会長 東京都知事 小池 百合子
第五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額 百五十万枚 七億五千万円

三 (二億五千万円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚五百円
五 証券型式 被封式
六 発売期間 令和六年八月一日から同月三十一日まで
七 当せん金支払開始期日 令和六年八月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
等 級 当せん金 当せん本数
一等 五千万円 三本
二等 百万円 十五本
三等 五十万円 百二十本
四等 一万円 七百五十本
五等 五千円 千五百本
六等 千円 三千本
七等 七百元 三万本
八等 五百円 七万五千本
九等 三百円 三十万本

計 四十一万三千八百八十八本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百五十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

一 名称
会長 東京都知事 小池 百合子
第六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額 二百万枚 六億円

三 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円
五 証券型式 被封式
六 発売期間 令和六年八月一日から同月三十一日まで
七 当せん金支払開始期日 令和六年八月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
等 級 当せん金 当せん本数
一等 三千万円 二本
二等 百万円 二十本
三等 三十万円 二百二十本
四等 一万円 八百本
五等 二千円 千二百本
六等 千円 二千本
七等 七百元 三万本
八等 五百円 八万本
九等 三百円 四十万本

計 五十一万四千二百四十二本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百五十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百七回インターネット専用全国自治宝くじ（クイツクワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百万枚 六億円

三
（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

四 証券金額
一枚三百円
被封式

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年八月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年八月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金の数
当せん本数

等 級
当せん金
四本

一等
千円
二十本

二等
百円
二百本

三等
一万円
千本

四等
三千円
二千本

五等
二千円
三千本

六等
千円
四万本

七等
七百元
十万本

八等
五百円
四十万本

九等
三百円
計 五十四万六千二百二十四本

九 注意事項
計 五十四万六千二百二十四本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百五十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百八回インターネット専用全国自治宝くじ（クイツクワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
三百万枚 六億円

三
（一億円を一単位（一ユニット）として六単位（六ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

四 証券金額
一枚二百円
被封式

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年八月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年八月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金の数
当せん本数

等 級
当せん金
三十本

一等
百円
二百四十本

二等
五万円
二千四百本

三等
一万円
一万二千本

四等
二千円
十二万本

五等
五百円
六十万本

六等
二百円
計 七十三万四千六百七十本

九 注意事項
計 七十三万四千六百七十本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百五十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額
三百万枚 三億円
(五千万円を一単位(一ユニット)として六単位(六ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年八月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年八月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
当せん金 当せん本数

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

計 九十六万五千本

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百五十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額
二百万枚 六億円
(三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚三百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年九月一日から同月三十日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年九月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
当せん金 当せん本数

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

計 五十二万八千六百二十二本

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百五十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百十一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百万枚 六億円

三 発売の数及び総額
(三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額
一枚三百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年九月一日から同月三十日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年九月一日

八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数
等 級	当せん金	当せん本数
一等	千万円	四本
二等	百万円	二十本
三等	一万円	二百本
四等	三千円	千本
五等	二千円	二千本
六等	千円	三千本
七等	七百元	四万本
八等	五百円	十万本
九等	三百円	四十万本

九 計
五十四万六千二百二十四本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百五十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百十二回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百万枚 四億円

三 発売の数及び総額
(一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額
一枚二百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年九月一日から同月三十日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年九月一日

八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数
等 級	当せん金 <td>当せん本数 </td>	当せん本数
一等	二百万円	二十本
二等	一万円	四百本
三等	五千円	八百本
四等	二千円	千八百本
五等	千円	六千本
六等	七百元	一万二千本
七等	五百円	二万本
八等	四百円	六万本
九等	二百円	四十万本

九 計
五十万一千二十本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百六十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百十三回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百万枚 四億円

三 (一億円を一単位(一ユニット))として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚二百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年九月一日から同月三十日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年九月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
当せん金額 当せん本数

一等 五百万円 八本

二等 五十万円 八十本

三等 十万円 八百本

四等 二千万円 四千本

五等 五百万円 八万本

六等 二百万円 四十万本

計 四十八万四千八百八十八本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百六十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年五月三十一日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百十四回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
三百万枚 三億円

三 (五千万円を一単位(一ユニット))として六単位(六ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年九月一日から同月三十日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年九月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
当せん金額 当せん本数

一等 十万円 百五十本

二等 五百万円 六万本

三等 九十万円 九十万本

計 九十六万五千本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051



リサイクル適性